

車椅子貸出事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に在住する者に対し、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の車椅子の貸出について定める。

(対象)

第2条 市内在住かつ要介護認定・要支援認定を受けていない者、市内で地域福祉活動を行う団体を対象とする。但し、要支援1・2、要介護1認定者であっても一時的または緊急に必要とする場合に限り貸出を認める。

(申請)

第3条 車椅子の貸出を希望する者（以下「申請者」という。）は、社協会長に伊勢市社会福祉協議会車椅子借用書（様式第1号）（以下「借用書」という。）を提出する。

2 借用書は、使用日の1ヶ月前から使用日の当日までに提出しなければならない。なお、電話・メール・FAXでの受付は不可とする。

(貸出決定)

第4条 社協会長は、申請者より借用書を受理したときは、貸出の可否を決定する。

2 社協会長は、貸出の許可を決定した場合は、車椅子貸出許可通知書を申請者に通知する。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として2週間以内とする。なお、期間を過ぎても必要な場合は、社協会長が適当と認め、車椅子の貸出が可能な場合に限り、借用書の再提出により、さらに貸出することができる。但し、要支援1・2、要介護1認定者の場合、延長は不可とする。

(貸出と返却)

第6条 車椅子は、申請者が伊勢市社会福祉協議会福祉センターで受取り、かつ返却する。

(破損・損傷または紛失の措置)

第7条 車椅子が破損・損傷若しくは紛失したときは、申請者は速やかに社協会長に申出なければならない。

2 破損・損傷の理由が、申請者の故意、または重大な過失による場合は、申請者の負担において修理、若しくはその損害を賠償しなければならない。

3 紛失については、理由の如何を問わず、申請者の負担においてその損害を全て賠償しなければならない。

(申請者の義務)

第8条 申請者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 車椅子を借用目的に反して使用しないこと

(2) 車椅子を必要としなくなったときは、速やかに返却すること

(3) 車椅子を第三者に転貸してはならないこと

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。